

中国における独資、合弁、合作企業の違いについて

Q:中国における独資企業、合弁企業、合作企業の違いについて教えてください。

中国に進出する形態に、「独資企業」、「合弁企業」、「合作企業」の三種類があり、外資系企業を三資企業とも言うようですが、それぞれの違い、メリット、デメリットを教えてください。

A:独資企業、合弁企業、合作企業には、それぞれに特徴があります。

独資企業は中国側の出資者を排除するために外資がかなり自由に経営することが出来る利点がありますが、合弁企業や合作企業は中国側出資者との共同事業になりますので、中国の状況が良く分からない外国の出資者にとっては便利な方法とも言えます。

独資、合弁、合作の各企業にはそれぞれに特徴、メリットとデメリットがありますので、進出する業種、中国の外資規制、外国投資者の投入できる資金、人的能力その他を総合的に勘案してどの形態で進出するかを決定します。

以下にきわめて概括的ですが、独資、合弁、合作企業の比較対照表を示します。

	独資企業	合弁企業	合作企業
適用法律	外国投資企業法 (1988年公布施行、 2000年10月改正)	中外合弁経営企業法 (1979年公布施行、 2001年3月改正)	中外合作経営企業法 (1988年公布施行、 2000年10月改正)
会計制度 および税制	1. 外国投資家投資企業会計制度(1992年公布施行、2002年1月改正) 2. 企業会計制度(2002年1月公布施行)		
プロジェクト 認可申請	プロジェクト代理申請資格 を持つ企業(コンサルタント 会社、開発区管理委員会など) に依頼してプロジェクト 申請	中国側合弁パートナーと 意向書を締結して、合弁パ ートナーがプロジェクト申 請	中国側合作パートナーと 意向書を締結して、合作パ ートナーがプロジェクト申 請
会社設立 申請書類	1.事業化調査報告書(F/S) 2.独資会社定款 3.関係部門の意見書 4.その他必要書類	1.事業化調査報告書 (F/S) 2.合弁契約書 3.合弁会社定款 4.関係部門の意見書 5.その他必要書類	合弁契約が合作契約になる 以外は、合弁企業に同 じ
会社の組織と 経営	董事会指導下の総経理責任制		契約により決定する。
リスク負担と 利益分配	リスクは100%外国側出資 者が負担し、利益分配もす べて外国出資者が享受す る。	出資比率に従ってリスクを 分担し、利益分配を受け る。	合作契約に定める。

<p>外国側 から見た メリット</p>	<p>1.会社経営方針の決定が自由。 2.従業員待遇などが自由に決定できる。(労働争議の可能性に注意が必要)</p>	<p>1.外国側の投資資本が少なく、出資比率によっては国内企業待遇を受けられる。 2.中国側の資産、労働力、販売ルートなどが十分に利用できる。 3.外国側の派遣者が少なくてすむ。</p>	<p>1.基本的に合弁企業と同じ。 2.権利や義務はすべて合作契約によって決定できる。 3.合作契約により比較的短期間で利益を回収できる。</p>
<p>外国側 から見た デメリット</p>	<p>1.外資側の投下資本が多く、全て独自独力で企業運営する必要がある。 2.中国法人ではあるが、外国企業待遇に近い。</p>	<p>1.董事会での重要事項拒否権があり、中国側親会社との協調が必要。 2.中国側親会社からの影響が避けられず、注意が必要。</p>	<p>1.企業が赤字でも契約に定めた利益分配が必要。 2.長期的企業戦略は立てにくい。</p>